

入第111-1号
令和5年5月8日

各部主管課長
企業局財務課長
下水道局下水道管理課長
教育局財務課長
警察本部施設課長

} 様

総務部入札課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた
新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について（通知）

入札契約事務の適正な執行につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和5年5月8日付け国不入企第10号で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありましたので、写しを送付いたします。

また、この通知によって、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」が廃止されたことを踏まえ、今後発注する工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）については、下記2のとおり取り扱うことといたしましたので、御対応いただきますようお願いいたします。

なお、貴部（局）内の関係各課所につきましては、貴職から周知をお願いいたします。

記

1 通知の概要

施行中の工事等における感染拡大防止措置などについて、令和5年5月8日に、感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更された。

今後の感染対策については、政府として一律に対応を求めることはせず、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本とされ、自主的な感染対策に取り組むこととなったことから、感染症対応関連通知を廃止することとした。

2 令和3年1月8日付け入第1263-1号で通知した一般競争入札公告及び指名競争入札通知等（以下「公告等」）の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る工事等の対応を公告等に追記をする取扱いの適用期間は、その終期を令和5年5月8日とする。

また、公告等に追記して発注した工事等についても、公告等への追記した内容に基づき発注者が延長等の必要があると認めるものに依拠する通知が廃止となったため、公告等への追記した内容に基づく受注者からの申出は受け付けないものとする。

担当 入札課企画・公共調達改革担当
柳下、山口
048-830-2723、2734
a2720-02@pref.saitama.lg.jp